

愛知県立大学将来計画委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教育研究審議会規程第8条の規定に基づき、愛知県立大学将来計画委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項について検討を行う。

- (1) 本学の基本理念・存在意義
- (2) 本学の中期目標・中期計画
- (3) 学部学科の再編、大学院の拡充
- (4) その他重要な事項

(委員の構成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長（研究科長を兼ねる。）
- (4) 入試・学生支援センター長、教育支援センター長、教養教育センター長、学術研究情報センター長、地域連携センター長
- (5) 学部選出委員（研究科を兼ねる。） 各1名
- (6) 事務部門長
- (7) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の本学の教員

(委員の任期)

第4条 各学部教授会及び大学院の各研究科会議から選出された委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は学長をもって充てる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会は、その運営に際し必要と認めるときは、委員以外の本学の教職員を委員として加え、又は出席させることができる。

3 委員会内に専門部会を設けることができる。

4 前項の専門部会については、第2項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県大総務課において行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。